暴力団等排除に関する特約書

（総則）

第１条　この特約は、この特約が添付される契約書と一体をなす。

（誓約書の提出）

第２条　契約者は、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合（以下「組合」という。）と契約を締結するに当たり、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める場合、別に定める誓約書を提出しなければならない。

（契約の解除）

第３条　管理者は、契約者が前条に規定する誓約内容に反した場合、契約を解除することができる。

（違約金等）

第４条　組合は、前条の規定により本契約の全部又は一部を解除した場合、契約金額（一部解除の場合は、解除部分に相当する金額）の１０分の１に相当する額を契約者から違約金として徴収するものとする。

２　組合は、前条の規定により本契約を解除した場合、これにより契約者に生じた損害について、賠償又は補償しない。

３　契約者は、前条の規定により本契約を解除された場合、組合に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（暴力団等からの不当要求時の対応）

第５条　契約者は、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合暴力団排除条例（平成２５年条例第５号）第３条に規定する暴力団又は暴力団員等による不当な要求を受けたときは、直ちに警察署に通報するとともに、管理者へ報告しなければならない。